

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和5年5月 23 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	4件
-----------------	----

厚生年金保険関係	4件
----------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200199号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2300008号

第1 結論

- 1 請求者のA社における令和2年5月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の1のとおりとする。
上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
- 2 請求者のA社における平成26年4月1日から令和2年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の2のとおりとする。
上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 3 請求者のA社における平成27年9月1日から令和2年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の3のとおりとする。
上記訂正後の標準報酬月額(上記第1の2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 4 その他の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : 平成25年4月1日から令和2年9月1日まで
現在も勤務するA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、請求期間の標準報酬月額が、所持している給与支給明細書の給与額と大きく異なっているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、本件訂正請求日(令和4年6月28日)において厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間については、厚生年金特例法及び厚生年金保険法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用し、記録の訂正が認められるか否かを判断することとなる。
- 2 請求期間のうち令和2年5月1日から同年9月1日までの期間について、本件訂正請求日においては、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、オンライン記録によると、A社における標準報酬月額は15万円と記録されている。

しかしながら、請求者から提出された給与支給明細書、給与所得の源泉徴収票及び給与の振込口座に係る預金通帳、当該事業所から提出された給与支給明細書、B市から提供された所得（市・都道府県民税）証明書（以下「給与支給明細書等」という。）によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の設定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（15万円）を上回る30万円であったことが確認できる。

したがって、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額については、別表の1のとおり30万円に訂正することが妥当である。

- 3 請求期間のうち、平成26年4月1日から令和2年5月1日までの期間について、給与支給明細書等によると、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を設定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書等により確認又は推認できる請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、別表の2のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は年金事務所に対し、当該事業所が職権により厚生年金保険の新規適用事業所となった際の立入検査時に社会保険事務所（当時）の職員から言われたとおりに報酬月額に係る届出を行っていた旨述べているが、給与支給明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、日本年金機構は、当該期間の一部に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を保管しているところ、当該届出書により、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け出ていることが確認できることから、事業主は、給与支給明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち平成25年4月1日から平成26年4月1日までの期間について、給与支給明細書等によると、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額であったことが確認又は推認できるものの、給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を下回る額であったことが確認又は推認できることから、厚生年金特例法による訂正は認められない。

- 4 請求期間のうち、平成27年9月1日から令和2年5月1日までの期間について、給与支給明細書等によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の設定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記第3の3により訂正される標準報酬月額を上回る額であることが認められる。

以上のことから、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書等により確認又は推認できる請求者の報酬月額から、別表の3のとおりとすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記第3の3による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 2200199 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 2300008 号

		1	2	3
訂正期間	訂正前の 標準報酬月額	厚生年金保険法 第75条ただし書 による訂正後の 標準報酬月額	厚生年金特例法 による訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険法 第75条本文 による訂正後の 標準報酬月額
平成 26 年 4 月	15 万円	—	26 万円	—
平成 26 年 5 月		—	28 万円	—
平成 26 年 6 月		—	26 万円	—
平成 26 年 7 月及び 同年 8 月		—	28 万円	—
平成 26 年 9 月から 平成 27 年 8 月まで		—	26 万円	—
平成 27 年 9 月から 令和元年 8 月まで		—		28 万円
令和元年 9 月から 令和 2 年 4 月まで		—		30 万円
令和 2 年 5 月から 同年 8 月まで		30 万円	—	—

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200254号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2300009号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成29年1月31日の標準賞与額を22万円に訂正することが必要である。

平成29年1月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年1月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成28年7月11日
② 平成28年12月31日
③ 平成29年1月31日

A社から支給された請求期間①から③までの賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間③について、A社が委託している税理士事務所から提出された支給控除一覧表によると、請求者はA社から、平成29年1月31日に22万200円の賞与の支払を受け、当該賞与から、22万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間③について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年12月1日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①及び②について、A社から提出された平成28年分給与所得に対する源泉徴収簿によると、請求者はA社から、平成28年7月11日に2万1,000円、平成28年12月31日に1万1,375円の賞与の支払を受けていたことが確認できるものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認でき、このほかに、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200249号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2300010号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成26年2月28日の標準賞与額を9万6,000円、平成26年7月29日の標準賞与額を9万3,000円、平成28年2月5日の標準賞与額を19万2,000円、平成28年12月26日の標準賞与額を9万9,000円、平成29年1月31日の標準賞与額を22万円に訂正することが必要である。

平成26年2月28日、平成26年7月29日、平成28年2月5日、平成28年12月26日及び平成29年1月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年2月28日、平成26年7月29日、平成28年2月5日、平成28年12月26日及び平成29年1月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成26年2月28日
② 平成26年7月29日
③ 平成27年6月30日
④ 平成28年2月5日
⑤ 平成28年12月26日
⑥ 平成29年1月31日

A社から支給された請求期間①から⑥までの賞与のうち、厚生年金保険の記録では、請求期間①は標準賞与額の記録がなく、請求期間②から⑥までは保険給付の対象とならない標準賞与額(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間①から⑥までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①、②及び④から⑥までについて、A社及び同社が委託している税理士事務所から提出された支給控除一覧表並びに給与所得に対する源泉徴収簿(以下「支給控除一覧表等」という。)によると、請求者はA社から、平成26年2月28日に9万6,000円、平成26年7月29日に9万3,000円、平成28年2月5日に19万2,000円、平成28年12月26日に9万9,225円、平成29年1月31日に22万200円の賞与の支払を受け、当該賞与から、それぞれの標準賞与額に見合う厚生年金保険料又はこれを上回る厚生年金保険料を事業主により控除されて

いたことが確認又は推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における請求期間①、②及び④から⑥までの標準賞与額については、支給控除一覧表等により確認できる賞与額から、請求期間①は9万6,000円、請求期間②は9万3,000円、請求期間④は19万2,000円、請求期間⑤は9万9,000円、請求期間⑥は22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していないこと、請求期間②及び④から⑥までについて、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年12月1日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間①、②及び④から⑥までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間③について、支給控除一覧表等によると、請求者はA社から、平成27年6月30日に8万2,500円の賞与の支払を受けていたことが確認できるものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認でき、このほかに、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200250号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2300011号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成26年3月3日の標準賞与額を9万3,000円、平成28年2月5日の標準賞与額を19万2,000円、平成28年12月26日の標準賞与額を9万5,000円、平成29年1月31日の標準賞与額を22万円に訂正することが必要である。

平成26年3月3日、平成28年2月5日、平成28年12月26日及び平成29年1月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年3月3日、平成28年2月5日、平成28年12月26日及び平成29年1月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成26年3月3日
② 平成27年6月30日
③ 平成28年2月5日
④ 平成28年12月26日
⑤ 平成29年1月31日

A社から支給された請求期間①から⑤までの賞与のうち、請求期間①は厚生年金保険の標準賞与額の記録がなく、請求期間②から⑤までは保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間①から⑤までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び③から⑤までについて、A社及び同社が委託している税理士事務所から提出された支給控除一覧表並びに給与所得に対する源泉徴収簿(以下「支給控除一覧表等」という。)によると、請求者はA社から、平成26年3月3日に9万3,000円、平成28年2月5日に19万2,000円、平成28年12月26日に9万5,175円、平成29年1月31日に22万200円の賞与の支払を受け、当該賞与から、それぞれの標準賞与額に見合う厚生年金保険料又はこれを上回る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認又は推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における請求期間①及び③から⑤までの標準賞与額については、支給控除一覧表等により確認できる賞与額から、請求期間①は9万3,000円、請求期間③は19万2,000円、請求期間④は9万5,000円、請求期間⑤は22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しておらず、請求期間③から⑤までについて、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年12月1日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間①及び③から⑤までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、支給控除一覧表等によると、請求者はA社から、平成27年6月30日に8万2,500円の賞与の支払を受けていたことが確認できるものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認でき、このほかに、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。